

提 起イ

協定項目 2 1 - 8 都市整備関係事業の取扱いについて（その 1）

都市整備関係事業の取扱いについて、次のとおり提起する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 9 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

都市整備関係事業の取扱いについて（その 1）

都市整備関係については、別紙のとおり調整する。

事務事業名	現 況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
1 不採算バス路線維持	・複数の市町村にまたがる路線で必要と認められた赤字路線に対して国県で補助し、基準に満たない部分を市で補助する。 ・国の補助対象以外で必要と認められる赤字路線に対して県市で補助する。	該当なし	該当なし	該当なし	・複数の市町村にまたがる路線で必要と認められた赤字路線に対して国県で補助し、基準に満たない部分を町で補助する。	該当なし	該当なし	合併時に富山市の例により統合するものとする。 (補助金制度については、別途合併協定項目にて協議)
2 コミュニティバス 事業主体 ルート数 便数 料金 バス台数	中心市街地及び周辺の交通空白・不便地域に運行 TMO 2ルート 各ルート31便/日 100円 小型低床4台	H14の試験運行の結果、本運行は見送り	行政福祉バスを運行 町 6ルート 4往復～2往復/日 無料 29人乗～47人乗6台	コミュニティバスを運行 町 11ルート 2便～8便/日 100円(中学生以下無料) 大型5台、小型5台	試験運行中 町 3ルート 8便/日 100円 中型3台	コミュニティバスを運行 村 4ルート 3便/日 200円(中学生以下無料) 中型3台	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、調整するものとする。 (利用料については、別途合併協定項目にて協議)
3 優良田園住宅の建設の促進	基本方針を策定 最低面積：500㎡ 建ぺい率：30% 容積率：50% 用途：1戸建て専用住宅、付属建築物 対象地域：市街化調整区域、地区計画の策定	該当なし	該当なし	該当なし	研究中	該当なし	該当なし	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。
4 組合施行土地区画整理事業の指導及び支援	組合が施行者となっている市街化区域の事業に対して指導を行い、富山市土地区画整理組合事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	該当なし	該当なし	該当なし	組合が施行者となっている市街化区域の事業に対して指導を行い、婦中町土地区画整理組合事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	該当なし	該当なし	合併時に富山市の例により統合するものとする。 (補助金制度については、別途合併協定項目にて協議)
5 住宅団地造成助成事業	該当なし	大沢野町土地開発事業助成金交付要綱	大山町住宅団地造成事業助成金交付要綱	八尾町住宅団地造成事業助成金交付要綱	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、調整するものとする。 (交付金制度については、別途合併協定項目にて協議)